

## 議案第 6 5 号

### 白岡市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

白岡市生涯学習センター条例（平成 2 9 年白岡市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「図書館」（「を「図書館。」に改め、同条第 2 号中「及びギャラリー」（「を「（博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 1 1 条の規定に基づき設置する博物館。」に改める。

第 7 条第 1 項中「センター（図書館及び資料館を除く。）」を「生涯学習施設及びこれに附属する設備」に改め、同条第 2 項中「係るセンター」を「係る生涯学習施設及びこれに附属する設備」に改める。

第 1 7 条を第 3 0 条とし、第 1 6 条の次に次の 1 3 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 1 7 条 教育委員会は、センターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 1 8 条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの施設及びこれに附随する設備の利用に関する業務
- (2) センターの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第 5 条から第 7 条まで、第 9 条、第 1 0 条及び第 1 3 条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

（指定管理の指定の申請）

第 1 9 条 第 1 7 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に、センターの管理運営に関する事業計画書その他教育委員

会が必要と認める書面を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

（指定管理者の指定基準）

第20条 教育委員会は、指定管理者を指定するときは、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) センターの管理を適正に実施できる見込みがあること。
- (2) センターの利用者の平等な利用が確保されること。
- (3) センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの性質又は目的に応じて別に定める基準

（指定管理者の指定等）

第21条 教育委員会は、第19条の規定による指定管理者の指定の申請があったときは、前条各号に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

2 教育委員会は、指定管理者の指定を行ったときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（協定の締結）

第22条 教育委員会は、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理基準に関する事項
- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するため必要な事項

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第24条 教育委員会は、指定管理者がセンターの管理の適正を期するための指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難であると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者が損失を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

3 第21条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

4 前条の規定は、指定管理者の指定を取り消した場合について準用する。この場合において、「毎年度終了後2月以内に」とあるのは、「その指定を取り消された日から起算して30日以内に」と読み替えるものとする。

(指定管理者による施設の現状変更)

第25条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状

に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

（指定管理者の損害賠償義務）

第27条 指定管理者は、その責めに帰すべき理由により、センターの施設（設備及び物品を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の決定）

第28条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が別表に定める使用料の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を得なければならない。

（利用料金の納付等）

第29条 利用者は、第14条の規定にかかわらず、第17条の規定により、センターの管理を指定管理者が行う場合は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 第15条の規定は、利用料金の減額又は免除について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 第16条の規定は、利用料金の還付について準用する。この場合において「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第2条第1号の改正規定及び第7条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第2号の改正規定 令和8年4月1日

(準備行為)

- 2 改正後の白岡市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）第17条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても新条例第19条から第22条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 指定管理者に白岡市生涯学習センターの管理を行わせるときは、施行日前に改正前の白岡市生涯学習センター条例の規定により教育委員会がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和7年9月1日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

#### 提 案 理 由

白岡市生涯学習センターに指定管理者制度を導入することに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。